

別海町議会会議録

第1号（令和2年6月22日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 令和2年度行政執行方針 |
| 日程第 7 | | 令和2年度教育行政執行方針 |
| 日程第 8 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 9 | 議案第45号 | 令和2年度別海町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第46号 | 令和2年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第47号 | 令和2年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第48号 | 令和2年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第49号 | 別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第50号 | 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第51号 | 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第52号 | 別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第53号 | 町立別海病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第54号 | 財産の取得について（生活バス） |
| 日程第19 | 議案第55号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について |
| 日程第20 | 議案第56号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 日程第21 | 同意第 3号 | 別海町農業委員会委員の任命について |
| 日程第22 | 同意第 4号 | 別海町農業委員会委員の任命について |
| 日程第23 | 同意第 5号 | 別海町農業委員会委員の任命について |
| 日程第24 | 同意第 6号 | 別海町農業委員会委員の任命について |
| 日程第25 | 同意第 7号 | 別海町農業委員会委員の任命について |
| 日程第26 | 同意第 8号 | 別海町農業委員会委員の任命について |
| 日程第27 | 同意第 9号 | 別海町農業委員会委員の任命について |
| 日程第28 | 同意第10号 | 別海町農業委員会委員の任命について |
| 日程第29 | 同意第11号 | 別海町農業委員会委員の任命について |
| 日程第30 | 同意第12号 | 別海町農業委員会委員の任命について |
| 日程第31 | 同意第13号 | 別海町農業委員会委員の任命について |

日程第 3 2	同意第 1 4 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 3	同意第 1 5 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 4	同意第 1 6 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 5	同意第 1 7 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 6	同意第 1 8 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 7	同意第 1 9 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 8	同意第 2 0 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 3 9	同意第 2 1 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 0	同意第 2 2 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 1	同意第 2 3 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 2	同意第 2 4 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 3	同意第 2 5 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 4	同意第 2 6 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 5	同意第 2 7 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 6	同意第 2 8 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 7	同意第 2 9 号	別海町農業委員会委員の任命について
日程第 4 8	報告第 3 号	令和元年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 4 9	報告第 4 号	令和元年度別海町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 5 0	報告第 5 号	専決処分の報告について（防災行政無線設備改修その 2 工事）

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6		令和 2 年度行政執行方針
日程第 7		令和 2 年度教育行政執行方針
日程第 8		提出案件の概要説明
日程第 9	議案第 4 5 号	令和 2 年度別海町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 0	議案第 4 6 号	令和 2 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 1	議案第 4 7 号	令和 2 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2	議案第 4 8 号	令和 2 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 3	議案第 4 9 号	別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 5 0 号	別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 5 1 号	別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 5 2 号	別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 5 3 号	町立別海病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 議案第54号 財産の取得について（生活バス）
- 日程第19 議案第55号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第20 議案第56号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第21 同意第3号 別海町農業委員会委員の任命について
- 日程第22 同意第4号 別海町農業委員会委員の任命について
- 日程第23 同意第5号 別海町農業委員会委員の任命について
- 日程第24 同意第6号 別海町農業委員会委員の任命について
- 日程第25 同意第7号 別海町農業委員会委員の任命について
- 日程第26 同意第8号 別海町農業委員会委員の任命について
- 日程第27 同意第9号 別海町農業委員会委員の任命について
- 日程第28 同意第10号 別海町農業委員会委員の任命について
- 日程第29 同意第11号 別海町農業委員会委員の任命について
- 日程第30 同意第12号 別海町農業委員会委員の任命について
- 日程第31 同意第13号 別海町農業委員会委員の任命について
- 日程第32 同意第14号 別海町農業委員会委員の任命について
- 日程第33 同意第15号 別海町農業委員会委員の任命について
- 日程第34 同意第16号 別海町農業委員会委員の任命について
- 日程第35 同意第17号 別海町農業委員会委員の任命について
- 日程第36 同意第18号 別海町農業委員会委員の任命について
- 日程第37 同意第19号 別海町農業委員会委員の任命について
- 日程第38 同意第20号 別海町農業委員会委員の任命について
- 日程第39 同意第21号 別海町農業委員会委員の任命について
- 日程第40 同意第22号 別海町農業委員会委員の任命について
- 日程第41 同意第23号 別海町農業委員会委員の任命について
- 日程第42 同意第24号 別海町農業委員会委員の任命について
- 日程第43 同意第25号 別海町農業委員会委員の任命について
- 日程第44 同意第26号 別海町農業委員会委員の任命について
- 日程第45 同意第27号 別海町農業委員会委員の任命について
- 日程第46 同意第28号 別海町農業委員会委員の任命について
- 日程第47 同意第29号 別海町農業委員会委員の任命について
- 日程第48 報告第3号 令和元年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第49 報告第4号 令和元年度別海町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第50 報告第5号 専決処分の報告について（防災行政無線設備改修その2工事）

○出席議員（16名）

- | | |
|---------|----------|
| 1番 宮越正人 | 2番 横田保江 |
| 3番 田村秀男 | 4番 小椋哲也 |
| 5番 外山浩司 | 6番 大内省吾 |
| 7番 木嶋悦寛 | 8番 松壽孝雄 |
| 9番 今西和雄 | 10番 小林敏之 |

1 1 番 瀧 川 榮 子
1 3 番 中 村 忠 士
副議長 1 5 番 戸 田 憲 悦

1 2 番 松 原 政 勝
1 4 番 佐 藤 初 雄
議 長 1 6 番 西 原 浩

○欠席議員（ 0名）

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三
教 育 長 登 藤 和 哉
監 査 委 員 竹 中 仁
総 務 部 長 浦 山 吉 人
産 業 振 興 部 長 門 脇 芳 則
教 育 部 長 山 田 一 志
会 計 管 理 者 阿 部 美 幸
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 佐々木 栄 典
総 務 部 次 長 佐々木 栄 典
産 業 振 興 部 次 長 小 湊 昌 博
教 育 部 次 長 石 川 誠
総 合 政 策 課 長 三 戸 俊 人
税 務 課 長 伊 藤 輝 幸
西 春 別 支 所 長 他 田 村 康 行
福 祉 課 長 干 場 みゆき
町 民 課 長 青 柳 茂
農 政 課 長 小 野 武 史
商 工 観 光 課 長 田 畑 直 樹
上 下 水 道 課 長 外 石 昭 博
指 導 参 事 根 本 涉
学 校 教 育 課 長 入 倉 伸 顕
中 央 公 民 館 長 内 山 宏

副 町 長 佐 藤 次 春
代 表 監 査 委 員 杉 本 義 久
農 業 委 員 会 会 長 小 野 榮 一
福 祉 部 長 今 野 健 一
建 設 水 道 部 長 山 岸 英 一
病 院 事 務 長 大 槻 祐 二
農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 村 公 一
監 査 委 員 事 務 局 長 小 林 由 治
福 祉 部 次 長 青 柳 茂
建 設 水 道 部 次 長 伊 藤 一 成
総 務 課 長 佐々木 栄 典
財 政 課 長 寺 尾 真 太 郎
防 災 交 通 課 長 麻 郷 地 聡
尾 岱 沼 支 所 長 他 福 原 義 人
介 護 支 援 課 長 千 葉 宏
老 人 保 健 施 設 事 務 長 竹 中 利 哉
水 産 み どり 課 長 小 湊 昌 博
管 理 課 長 伊 藤 一 成
病 院 事 務 課 長 小 川 信 明
学 務 課 長 他 宮 本 栄 一
生 涯 学 習 課 長 他 石 川 誠
図 書 館 長 他 新 堀 光 行

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 小 島 実

主 幹 松 本 博 史

○会議録署名議員

1 3 番 中 村 忠 士
1 5 番 戸 田 憲 悦

1 4 番 佐 藤 初 雄

◎表彰状の伝達

○議会事務局長（小島 実君） 皆様おはようございます。

会議に入ります前に表彰状の伝達を行いたいと思います。

このたび、北海道町村議会議長会主催の議会広報コンクールにおいて、本町の議会だより92号が、名誉ある最高賞の特選に選ばれました。

広報・広聴常任委員会では、委員により写真撮影から構成までの全てを行っており、大変価値があるそうでございます。

それでは、表彰状の伝達を議長から行います。

広報・広聴常任委員会の小椋委員長、瀧川副委員長、御登壇ください。

（表彰状の伝達）

○議会事務局長（小島 実君） 以上で表彰状の伝達を終わります。

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（西原 浩君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、申し上げます。

庁舎内は、夏季における服装の軽装化が実施されております。

議場内においてもネクタイを着用しないことを許可しておりますので、併せて申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、議場内ではマスクの着用をお願いいたします。

ただいまから令和2年第2回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 15番戸田議員。

○15番（戸田憲悦君） はい。

○議長（西原 浩君） 以上3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（西原 浩君） 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告が

あります。

なお、本件は報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（小林敏之君） はい。

それでは、議会運営委員会報告を行います。

6月12日及び6月17日に開催いたしました議会運営委員会で第2回定例会に関わる運営について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

第2回定例会に町側から提出されております案件は、全部で42件であります。

内容は、令和2年度各会計補正予算が4件、条例の一部改正が5件、同意案件が27件、財産の取得が1件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更が2件、令和元年度一般会計及び下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告が2件、専決処分の報告が1件であります。

これらの提出案件のうち、各会計補正予算の4件を除いては、委員会への付託は省略し、本会議において質疑、討論・採決するべきものと決定いたしました。

特別委員会に付託する令和2年度各会計補正予算については、全議員で構成する予算決算審査特別委員会を設置して慎重な審査をすべきものと決定し、議会運営委員会の申し合わせに基づき、特別委員会の委員長には、今西議員、副委員長には松壽議員を候補者として選任いたしました。

なお、各会計補正予算の4件と同意第3号から同意第29号までの別海町農業委員会委員の任命についての27件については関連がありますので、それぞれ一括議題といたします。

一般会計及び下水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書並びに専決処分の報告につきましては報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

第2回定例会の会期は、6月22日から6月26日までの5日間とし、初日には町長行政執行方針、教育行政執行方針、町長提出議案の内容説明・質疑を行います。

2日目には一般質問を行い、3日目・4日目は休会とし、特別委員会及び各常任委員会を行います。

最終日は、町長提出議案の討論・採決を行い、その後、特別委員会の設置、議員提出案件の内容説明・質疑、討論・採決等を行うこととしました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、横田議員、木嶋議員、中村議員、外山議員、小椋議員、宮越議員、松壽議員、松原議員の8名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規程に基づき通告順に行うことといたしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策議論となるよう、町民に分かりやすい簡明かつ明確な質問や答弁に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、請願、陳情等についてであります。

請願、陳情等に係る対応については、慎重に協議をいたしました。

その結果は、お手元に配布のとおりであります。

陳情書等の写しは、議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は、議員発議により提出願います。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在予定されておりますのは、議員提出案件1件であります。

内容は、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書であり、戸田議員が、定例会最終日に提案することになっております。

次に、議会基本条例調査特別委員会の設置についてですが、提出議案の採決終了後に議題として上程します。

議長が、9名の委員を指名することとし、委員長及び副委員長は、委員の互選により決定します。

最後に、反問権についてですが、町長ほか職員が、議長の許可により議員の質疑及び質問に対して論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様に分かりやすくするために導入したものであります。

町長はじめ執行機関並びに議員各位には、その趣旨を十分理解いただきますようお願いいたします。

以上、議会運営委員会で協議しました内容の報告を終わります。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月26日までの5日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月26日までの5日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（西原 浩君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 行政報告

○議長（西原 浩君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、令和2年第2回の町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、時節柄大変お忙しい中、全員の御出席を賜りましたことに感謝を申し上げます。

定例会開会に当たり行政報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、4月16日に全国的に発令されました緊急事態宣言が、5月25日に全面的に解除され、6月1日以降は、道内全ての休業要請が解除されました。

本町では、これまで、感染拡大防止の啓発やイベント等の開催についての考え方、また、施設の閉鎖等について、町ホームページやチラシ等で周知をしてきたところでしたが、特に、町民、町内事業者の皆様には、外出の自粛やイベント等の中止、休業要請など、感染拡大防止のための取組に多大なる御理解と御協力をいただき、心から

感謝を申し上げる次第でございます。

本当にありがとうございます。

緊急事態措置の解除を受けて、5月18日から分散登校を行っていました町内全ての小・中学校と幼稚園では、6月1日から通常の学校及び園運営を再開しております。

それに伴い、学校給食センターも通常稼働し全食数を提供しているほか、部活動や少年団活動も再開され、少しずつではございますけれども、教育現場では日常を取り戻しつつあります。

また、町内の各公共施設、教育施設は、5月26日から順次再開いたしまして、6月からは、利用の制限なく、施設を使用することを可能としております。

しかしながら、町内外から多数の来場が見込まれ、感染リスクが増大する可能性を回避できないということが想定されております町を代表するイベントにつきましては、先に中止を決定していたえびまつり、パイロットマラソンに加えまして、産業祭、あきあじまつりについても、それぞれの実行委員会での協議の基、同様の理由により中止することを決定いたしました。

新型コロナウイルスの感染者は、このところ道内では1桁台ではありますけれども、毎日感染者が確認されています。

今後も、引き続き、国から示されました「新しい生活様式」等を基に感染症対策に努めていかなければなりません。

この状況下において、どのように日常生活や経済活動を取り戻していくかが、本町においても大きな課題となることから、今後においても、安心ある社会・経済活動に資する取組を推進してまいりたいと考えております。

さて、5月14日の臨時議会において可決いただきました、国が市町村を通じて1人につき10万円を給付します特別定額給付金につきましては、5月26日から申請受付を開始いたしまして、5月29日から順次それぞれの申請者の口座へ振り込まれている状況となっております。

6月15日現在の給付金の申請状況は、世帯数で6,366件、人数では14,140人、給付額で14億1,400万円となっております、約94%の方の手続が終了しています。

また、子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、町から児童手当の支給を受ける一般支給対象者に対しまして、対象児童1,444人分の給付を6月10日に終えており、今後、各所属官公庁から児童手当の支給を受けている公務員支給対象者、これに対しても、申請に基づき順次給付を行っていきます。

町の独自の支援策である中小企業等経営持続化補助金、これにつきましては、6月15日現在、交付件数71件、補助金額は1,827万7,000円となっております。

当初見込件数及び交付額に対しまして、いずれも実績が大きく下回っている状況にありますことから、補助要件の拡充を行い、さらなる支援を継続してまいります。

また、経営に深刻な影響を受けている町内の宿泊施設及び飲食業に対し、4月・5月請求分に続き、6月請求分につきましても、水道料金及び下水道使用料の減免措置を実施しているところでございますけれども、今後の経営安定化に向け、さらに1カ月延長しまして、7月請求分についても減免措置を行うことといたしました。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてでございます。

国の2020年度第1次補正において1兆円が計上されました新型コロナウイルス感染

症対応地方創生臨時交付金、これの本町への限度交付額は1億776万5,000円でありました。

本町においても、交付金の創設趣旨に沿った事業となるよう各部等において検討いたしまして、5月22日に実施計画を提出しているところです。

なお、この臨時交付金は、本年4月1日以降の実施事業であれば、補助の対象になるということから、議決をいただきました補正予算で実施することとしておりました中小企業等経営持続化補助金等の事業を交付金対象事業に加えるとともに、今後、経済、福祉、防災対策等を検討している事業を含めて提出いたしました。

提出時点で予算措置を行っていない事業につきましては、本定例会に補正予算案として上程するとともに、今後、事業スキームが整い次第、議会へ補正予算の提案、もしくは必要に応じて専決処分により予算措置させていただきたいと考えております。

なお、地方創生臨時交付金に関しましては、6月12日に成立した国の第2次補正予算にも、「新しい生活様式」への対応に充てることが可能となるメニューによりまして自治体への交付が見込まれています。

このことから、今回の補正予算には、今後当該交付金を見込む事業の一部についても予算を計上しております。

国の第2次補正予算の関連で、もう一点報告をいたします。

今回の国による補正では、「新しい生活様式」に必要な情報通信基盤整備を急速に進めるための予算が措置されました。

具体的には、光ファイバーの整備を行うための地域情報通信基盤整備事業、これに、これまでの予算規模の10倍となる500億円が措置され、自治体が負担する補助残に対しても一定額の地方創生臨時交付金を充当することが可能となったところでございます。

このことから、これまで懸案としておりました町内全域の光ファイバー整備を行うには、かつてない最も有効な機会と判断をし、今後、各方面の関係機関と調整を行いながら、当該事業の採択・実施に向けて準備を進めてまいりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ここから産業の動向についての報告をいたします。

酪農・畜産の情勢ですが、町内の生乳生産量は、本年1月から4月末までで、16万6,000トン、これは、対前年比104.8%、生産額は、174億円、これは、対前年比109.1%となっています。

酪農家の規模拡大が進んでいることに加え、昨年、天候にも恵まれて良質な粗飼料が確保できたことから、乳量及び生産額は、いずれも順調に推移しております。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大による学校用牛乳の休止や外食産業などの休業による影響が再び起こることも考えられるため、引き続き牛乳・乳製品の消費拡大に取り組む必要があると考えております。

続いて、作況につきましては、春先から比較的落ち着いた天候が続いていることから、牧草の生育状況は、ほぼ平年並みに推移しており、デントコーンにつきましては、4日早く播種を終了しています。

一番草の収穫作業は、既に開始されている農家もありますけれども、昨年のように良質な粗飼料が確保されることを期待しているところです。

ここで、株式会社明治西春別工場移転・改築に関する要請活動について御報告を申し上げます。

昨年11月8日に、道東あさひ農協及び中春別農協の組合長と合同で現在地での建て替えについて要請活動を実施したところをございますけれども、これは、これまでに御報告しているとおりでございます。

その後、西春別駅前連合町内会、道東あさひ農協、中春別農協及び別海町商工会において、現在地での建て替えを要望する署名活動を自発的に取り組まれたことから、明治本社に対しまして、集まった署名簿を届けるとともに各団体の切実な思いを伝えるために本年3月に再度の要請活動を計画していたところをございますけれども、新型コロナウイルス感染症が蔓延してきたことから延期をしていたところです。

その後の緊急事態宣言発令により東京の明治本社への要請を断念せざるを得なかったことから、5月27日に、西原議長、橋本商工会長、山崎西春別駅前連合町内会長同席の下、明治西春別工場長に対しまして、署名簿と本社の松田社長に宛てたメッセージを手渡しました。

松田社長からは、「これまでの弊社に対する御指導、御鞭撻に厚くお礼を申し上げますとともに町民約4,000名の思いを確かに受け取りました」「今後も、地域のため安定操業を続け、地域の酪農及び乳業の発展に貢献します」とのメッセージを6月2日に受け取ったところです。

株式会社明治西春別工場移転・改築に関する要請活動については、今後も継続して実施し、本町内での建て替えを強く訴えていきたいと考えております。

次に、水産業の状況です。

春のホタテ漁は、5月30日で操業を終えておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けまして、水揚げ数量は、1万5,093トン、これは、対前年比66%、金額では、32億5,300万円、これは、対前年比50%と非常に厳しい状況となっております。

水揚げ数量は、海外輸出や内販向け生鮮出荷が停滞したことによる生産調整などもありまして、7,837トン減少しており、金額は、極端な消費の低迷による価格低下により32億5,500万円、昨年を下回っております。

このほか、ホタテを除く全魚種では、数量は、3,417トン、対前年比138%、金額では、3億6,400万円、これは、対前年比で92%となっております。

また、野付湾の風物詩でもあるホッカイシマエビ漁については、6月11日及び12日に行われた資源量調査による結果から、昨年から一変して資源量が減少しているとの報告を受けております。

なお、漁期及び漁獲量については、今週中にも決定される予定となっております。

続いて、エゾシカ被害対策の銃器による春駆除の状況をございますけれども、5月10日から30日までの21日間で実施し、計画どおり1,300頭を駆除し、終了しております。

今後は、9月から予定している秋駆除、そして11月からは野付半島及び走古丹地区での囲いわなによる捕獲を実施することで、農林業被害や住民生活の環境改善に向けた個体数の調整に努めてまいります。

次に、商工業と観光についてです。

令和元年度における主な中小企業振興事業の実績は、町内建築業者の受注機会の確保を目的といたしました地域貢献中小企業支援事業、これは、32件の申し込み、開業、経営拡大支援等を目的とした起業家支援事業、これは11件、商店街活性化を目的とした、に

ぎわい商店街創造事業、これについても11件の補助を実施いたしました。

観光客の入込状況ですけれども、令和元年度は、対前年比124.5%の約33万人となりました。

増加の要因としては、自然・景観観光資源である野付半島と、体験観光資源であるキャンプ場や観光船の入込数が伸びていることによるものでございます。

なお、本年度4月及び5月における観光客の入込状況ですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けまして、対前年比95%減、人数では2,700人となっております。これから最盛期を迎える観光への影響が非常に懸念されるところでございます。

建設工事等の発注状況につきましては、工事及び工事に関連する業務委託を合わせまして、6月4日現在、52件、約5億9,600万円と、今年度計画の25%を発注しております。これは、おおむね計画どおりの進捗状況となっております。

今後においても、適期の発注を心がけ事務を進めてまいります。

最後に、令和2年度の沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施についてでございます。

6月19日付で、防衛省が、訓練計画を公表いたしました。

議員の皆様には公表日同日にお知らせさせていただきましたけれども、矢臼別演習場での訓練は、7月から9月までの期間の中で実施される予定となっております。

具体的な日程等については、今後日米間において調整が行われ、近日中にも決定されることとなりますので、情報が入り次第、内容について議員及び町民の皆様へ報告したいと思っております。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

◎日程第6 令和2年度行政執行方針

○議長（西原 浩君） 日程第6 令和2年度行政執行方針について説明があります。

町長。

○町長（曾根興三君） 私は、本年5月24日に施行されました別海町長選挙におきまして、議員各位をはじめ町民の皆様、各団体の皆様から温かい御支援と多くの励ましの言葉をいただき、再び町政運営の重責を担わせていただくこととなりました。

先週金曜日、19日から2期目の業務に入りました。

改めて心から深く感謝を申し上げます。

2期目となりますこれからの4年間、町民の皆様との対話を大切にし、私の信条でございます「行動力」「トップセールス」、これらを基本に、安定し、持続性のある行政運営と明るく住みよいまちづくりのために、各般にわたる政策の推進に邁進していく所存でございます。

今後におきましても、議員各位及び町民の皆様の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、令和2年度は、町の最上位計画でございます「第7次別海町総合計画」の2年目の年となります。

目指すべき将来像である「人がつながり 未来につながる 海と大地に夢があふれるまち ～いつも心に広がる ふるさとべつかい～」、これの実現を目指しまして、1人1人が輝き、「住んでよかった」「住み続けたい」と思える魅力ある「ふるさと別海」をつくる

ために、町民の皆様の参画・協働の下、行政が一体となって計画を進めてまいります。

また、人口減少や地域経済の課題解決に取り組む「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、これは、第2期計画のスタートの年となります。

これまで展開されました施策の進捗状況、効果の検証・分析を行い、第7次総合計画との整合性を図りながら、町民や企業、関係団体等の皆様方と「問題意識」「今後、町が目指すべき方向及び目標」、これらを共有し、暮らしやすいまち、住み続けたいまちづくりの推進に取り組みます。

主要な施策の推進でございますけれども、「地域資源を生かした産業のまち」としましては、本町の農業は、地域の基幹産業として重要な役割を担っております。

近年は、生産規模の拡大などから、農業生産額や生乳生産量は増加傾向にありますけれども、農業従事者の高齢化や担い手、後継者不足によります離農など、これらにより先行きが不透明な状況でございます。

喫緊の課題である担い手の確保及び後継者対策につきましては、町や関係団体で構成します「別海町担い手支援協議会」及び「産業後継者対策相談所」を中心として取り組みますとともに、家族経営が大宗を占めます本町の酪農を発展させ、大・中・小規模経営体が混在した、足腰の強い、柔軟性を備えた酪農地帯となりますように農業の振興施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

また、各種補助事業等を活用した生産規模の維持・拡大と生産基盤の強化及び労働負担の軽減など、生産性の向上とゆとりある農業経営を目指すために施策を引き続き推進してまいります。

平成28年度に今後10年間における本町の農業・農村の振興に取り組む共通の指針として策定いたしました「別海町農業・農村振興計画」、これにつきましては、国の「食料・農業・農村基本計画」の中間年の見直しに合わせまして、今年度中に計画の素案作成に取り組みます。

実践的な研修を行います施設として建設されました別海町酪農研修牧場は、本町での就農を志す者が希望を持って研修に取り組めるよう、今後の施設運営について道筋をつけるとともに、本町の牛乳・乳製品の価値向上を図るための別海町酪農工場の骨格や方向性を検討し、「べつかい」ブランドのさらなるPRに向けた活動の展開を図ってまいります。

森林環境の保全については、「別海町森林経営計画」に基づきまして、町有林の計画的な整備及び私有林の整備促進を図るとともに、森林環境譲与税を効果的に活用することにより森林整備などを推進してまいりたいと考えております。

水産業の振興につきましては、近年、アキサケの漁獲量低迷及びホタテの魚価安傾向が続いておりますことから、漁家経営安定のために、根付資源の増大事業や各種基盤整備を進めることで、作り育てる漁業を推進してまいります。

また、これまで北海道や関係機関と連携して行ってまいりました漁港整備につきましては、水産物の安定供給に支障が生じないよう引き続き推進してまいります。

観光振興につきましては、現在、本町のみならず、全道、全国的にインバウンド観光が大きく停滞している状況であり、コロナ禍収束後を見据えて、まずは、道内及び国内需要の取り込みを強化し、町内に点在する地域資源を活用した体験型観光メニューの推進、また、歴史・文化に触れる新たな観光メニューを開発するとともに、近隣自治体と連携を図り、観光振興の回復に努めてまいります。

商工業についても、飲食業、宿泊業をはじめ、多くの町内中小企業等の売上げが大きく

減少し、大変厳しい状況でございます。

町内にある全ての事業者が事業を継続できるよう、今まで実施してきた経営継続のための支援、また、新たな起業しやすい支援、これに加えて大きく落ち込んだ経済の回復に向けた中小企業の体質強化策に取り組み、地域の商工業が持続できるように努めてまいります。

ふるさと交流館の今後の方向性については、懸案の事項であることから広く住民の意見を聴く機会を設けるなどして、9月中に判断することを目指してまいります。

次に、「人と自然が調和するまちづくり」でございますけれども、野生鳥獣の適正管理につきましては、エゾシカを起因とした農林業被害防止対策として、町内全域を対象とした銃器による春及び秋駆除に加えまして、鳥獣保護区における越冬地対策として囲いわなによる生体捕獲を継続することで、今後も被害防止に努めてまいります。

ごみ処理体制につきましては、持続可能な循環型社会の形成を推進するため、適切な分別処理の徹底や排出の抑制、資源化への促進を図ります。

また、不法投棄を防止するための啓発に努めるとともに、関係機関と連携し、監視体制の強化を図り、環境保全を推進してまいります。

町民の憩いの場であるとともに、子供たちの遊び場など、多くの機能を持つ公園につきましては、今後も施設の状況把握に努め、町内会などとの協働によりまして維持管理をしていきます。

次は、「福祉のまち」についてですけれども、町民の健康づくりの推進につきましては、「健康べつかい21」、これをはじめとする保健計画に基づきまして、健康寿命の延伸に欠かせない生活習慣病の重症化予防に重点を置きまして、各種健康診断の受診勧奨や、保健師等によりますきめ細やかな保健指導を積極的に進め、健康の保持・増進を促すとともに、乳幼児期から高齢期まで生涯にわたる保健事業の充実を図ってまいります。

また、「いのち支える別海町自殺対策行動計画」、これに基づき自殺者数の減少に向けた各種取組を積極的に進めるとともに、北海道と連携しました自殺総合対策モデル事業、これの実施により、より効果的な自殺対策を総合的に推進してまいります。

厚生労働省が昨年9月に再編・統合の議論を促すためとして公表しました再編対象の病院の中に町立別海病院が含まれていたことは、大変遺憾なことではございました。

近隣の病院と協調をすることは必要ではございますが、別海病院は広大な面積を有する本町に欠くことのできない唯一の病院であることから、今後も安定した医療の供給を行っていくために、各方面に対しましてしっかりと存続の必要性を訴えてまいります。

医療従事者の確保につきましては、引き続き、医療確保推進機関等との連携や、医師の派遣をいただいております札幌医科大学との関係を維持し、奨学資金制度、これの活用などと併せて、安定的な人材確保に努め、町民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、求められている医療の提供及び予防医療の推進を図ってまいります。

町民誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせることができるよう、社会福祉協議会をはじめ、各町内会や各種福祉団体等と連携をいたしまして、地域に密着した住民参加型の地域福祉体制づくりを進めてまいります。

また、在宅で暮らす高齢者や障がいのある方々の不安の解消と安全確保のために、心配事の相談や急病などの際に24時間体制で対応する緊急通報システム事業の推進と、地域における見守り体制の充実を図ります。

さらに、福祉牛乳の支給や入浴券、バス・ハイヤー共通利用券の給付など、高齢者や障

がい者などの健康増進及び社会参加を目的とした各種事業を継続して実施してまいります。

次代を担う子供たちが健やかに育つよう、安心して子供を産み、子育てができる環境の充実を図るため、「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づきまして、乳児家庭全戸訪問事業や放課後児童クラブ事業など、9つの事業を引き続き実施することのほか、病児期の保育を行う病児保育事業の実施に向けて準備を進めております。

また、子供の誕生を町全体で祝福する出産祝金贈呈事業や中学生までの医療費を無償とします子ども医療費助成事業を引き続き実施し、子育て世代をしっかりと支援してまいります。

保育園の運営については、私立認定こども園等と連携をしまして、待機児童を出さないことを町の責務として最優先し、地域の実情に考慮した多様な保育サービスの充実に努めてまいります。

障がい者支援につきましては、「障がいのある人もない人も1人1人が輝く共生のまち」、これの実現を基本理念とした障がい者計画と、障がい福祉及び障がい児福祉計画に基づきまして、地域で自分らしく安心して暮らすことができる各種障がい福祉サービスの提供体制の確保や、発達過程に心配のある児童に対します早期養育支援体制の充実に向けた施策も進めてまいります。

高齢者が地域で生き生きと安心して暮らし続けることができるよう、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づきまして、地域包括ケアシステム構築に向け、医療、介護の連携の推進や生活支援体制の整備など、各種施策に総合的、計画的に推進してまいります。

また、利用者ニーズに即した高齢者関連施設の整備を目指しますとともに介護サービスの提供体制の充実のため、介護職員確保対策事業の拡充を図り人材確保に努めてまいります。

国民健康保険は、財政運営の責任主体であります北海道や、関係機関と連携をしまして安定的な財政運営に努めるとともに、住民に身近な窓口として適切な資格管理や保険給付、これらのほか、財源確保に向けた保険税の徴収の向上に取り組んでまいります。

また、特定健診などの保健事業により、生活習慣病の発症と重症化の予防に努め、医療費の抑制を図るとともに健康づくりを推進してまいります。

低所得者が自立し、健康で文化的な生活を送ることができるよう、生活保護制度など、既存の制度の適正な運用に努めるとともに、関係機関や民生委員児童委員との連携により相談・指導の充実に努めてまいります。

「生涯を通じて人と文化を育む学びのまち」ですけれども、社会教育の推進につきましては、身近な学びの場であります各公民館や図書館を拠点として、幅広い世代の学習ニーズに対応できる機会の提供に努めてまいります。

社会学習や各種交流活動の拠点となります生涯学習センター、これは、令和4年度の供用開始、これに向けまして関係各分野と連携を図りながら整備を進めてまいります。

子供たちが、自分の住む地域への興味や関心を持ち、まちづくりに参画する機会として、昨年度、小学生を対象に実施した「べっかい子ども未来議会」、これを、今年度は、中学生を対象に実施してまいります。

学校教育に関しましては、「地域の子どもたちは、地域で育てる」、この意識の基に、地域で「目ざす子ども像」を共有し、地域の特色を生かした魅力ある教育を推進する別海型コミュニティ・スクールを全学校区で本格実施し、持続可能な取組を推進してまいります。

加えて、本町の未来を担う子供たちが、「生き抜く力」を身につける一環として、「ふるさと教育」と「学びの土台づくり」に力を入れていきます。

また、国が進めております「GIGAスクール構想」に基づき、校内通信ネットワーク整備と児童・生徒1人1台端末の整備、これらを本年度から取り組んでまいります。

別海高等学校の普通科3間口の確保及び酪農経営科生徒の増員を図るため、引き続き寄宿舎の施設利用者への助成をはじめとした各種支援を実施しております。

寄宿舎につきましても、「現在は満室だ」というような報告も受けております。

青少年の健全育成については、本町の担い手として、夢の実現と目標達成に向けた、豊かな社会性と「ふるさとべっかい」へのふるさと愛を育むための取組を推進してまいります。

また、生活習慣の改善対策として「メディアコントロール」を推進し、情報モラル、これの育成を図ってまいります。

地域芸術・文化の振興につきましては、文化連盟やサークルとのさらなる連携を図り、町民主体の芸術・文化活動を促進してまいります。

また、昨年度リニューアルオープンいたしました旧奥行白駅通所は、奥行地区に多数存在しております貴重な史跡の中核施設でありました。

積極的に活用し、地域の文化財を学ぶ機会の充実を図るとともに、西別湿原ヤチカンバ群落地、これの国の天然記念物指定に向けての調査も進めてまいります。

スポーツの振興につきましては、全ての町民が、生涯を通じてスポーツを楽しみ、健康づくりができるよう、スポーツ協会やスポーツ少年団等と連携した取組を進め、健康の維持・増進を図るとともにスポーツによるまちづくりを進めてまいります。

次に、住宅施策につきましては、大規模地震の発生による住宅の倒壊等を未然に防ぐ目的から、耐震改修費用等の一部を助成し、既存住宅の耐震化を支援してまいります。

また、空き家の利活用と解体費用の補助等の支援により安全、安心で快適な住まいづくりに取り組んでいきます。

道路整備については、町道の舗装化及び「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、老朽化施設の改修を計画的に進め、道路交通の安全性や住民生活の利便性の向上を図ってまいります。

上水道、下水道につきましては、国の補助事業等を有効に活用しまして、長寿命化や耐震化等の施設整備を計画的に実施するとともに、下水道区域外の合併処理浄化槽の普及促進も図ってまいります。

町民生活の向上と地域の活性化を目的とした無線網によるインターネット通信サービスは、通信の大容量化により通信環境改善のニーズは大変高まっていることから、町内の広域的な情報通信網の基本構想を策定し、地域情報通信基盤の拡充に取り組みます。

また、地域に密着した情報や災害情報を迅速かつ適切に提供するために、コミュニティ放送の活用に向けて整備計画の策定も取り組んでまいります。

防災対策では、大規模災害に備え、計画的に災害用備蓄品の整備を進めますとともに、自主防災組織が円滑に機能を発揮できるよう学習会や防災訓練等の支援を行い、災害に強い地域防災力の向上に努めます。

また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、これに基づきまして、地域計画であります、これは仮称ですが、「別海町国土強靱化地域計画」、これの策定を進めるとともに、町の地域防災計画と併せ、防災・減

災に資する体制の整備に取り組んでまいります。

交通安全・防犯活動については、引き続き交通安全協会や防犯協会等の関係機関と連携した啓発活動等の取組を行い、交通安全や防犯意識の向上に努めます。

また、日々複雑、巧妙化し、多岐にわたる特殊詐欺や悪質商法から高齢者をはじめとする町民を守るために、消費者団体や関係機関と連携しトラブルを未然に防ぐための啓発に取り組みますとともに、相談体制の充実を図っていかなければならないと思っております。

「参画と協働で共につくるまち」ですけれども、開かれたまちづくりを目指すため自治基本条例を基本に町民参加や情報開示に取り組んでいます。今後も住民参加のまちづくりが円滑に進められますよう広報・啓発活動の充実を努めてまいります。

また、個人や団体からいただいております「ふるさと納税」は、ポータルサイトの充実や返礼品のリニューアルにより徐々に実績が上積みされてきております。

今後も、本町をさらに愛し、応援していただけるよう事業内容の拡充と周知に取り組んでまいります。

移住定住対策につきましては、関係団体と連携し、移住促進に係る情報発信活動を展開するとともに、旧職員住宅等を活用した移住体験施設の整備も進めてまいります。

認知症高齢者や障がいのある方々が不利益や権利の侵害を受けることなく、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、成年後見人の事業の実施機関であります社会福祉協議会と連携を図りまして、制度の周知や貢献事業を支える市民後見人の養成を進め、権利擁護体制の充実を努めてまいります。

北方領土問題については、新型コロナウイルス感染拡大等の影響もありまして、昨年の9月以降、安倍首相とプーチン大統領によります首脳会談は行われておらず、本年度の四島交流等事業も当面実施を見合わせる事が伝えられているところでございます。

事業の早期再開に期待を寄せますとともに、これまで積み上げてきました平和条約の締結に向けた北方四島における共同経済活動などの取組を後退させることがないよう情勢を注視しつつ、国及び道と連携し、隣接地域が一体となって対応を後押しする活動を行ってまいります。

多様化、複雑化する住民ニーズに対応することができるよう、政策形成や創造的能力などの向上を目的として実施しております職員研修につきましては、多面的能力を向上させる研修制度の継続や、職員自らの企画・立案による研修に加えまして、民間団体等への派遣研修を取り入れ、住民の視点に立った行動力を習得し、よりよい地域づくりのために力を発揮できる人材の育成に取り組んでまいります。

新型コロナウイルスのパンデミックにより、今後、景気後退が進むことが予想されます。

このような情勢の中、少子高齢化対策等の社会保障施策や、必要とされる公共施設の改築や改修などの維持管理、加えて、事業者等の経営持続化施策、収束後の経済対策を見据えていかなければなりません。

現在の本町の財政状況では、これら全てを克服することは困難であり、各自治体とともに国に対して地方財政措置の拡充を強く求め、一方で、町としまして、事業の取捨選択や徹底した経費削減、業務改革を進めていく必要があります。

このことから、本年度は、今後の財政運営に資するべく「中長期財政見通し」、これによる財政運営基準の策定を行うとともに、併せて、令和3年度に見直し予定の「公共施設等総合管理計画」、この基礎となります個別施設単位での整備計画の策定を行ってまいります。

令和という新しい時代を迎えて1年が過ぎました。

新型コロナウイルス感染症の拡大という事態にあつて、町が実施する各種施策や取組を町民の皆様に分かりやすく、かつ、理解を得られる情報発信の重要性を改めて認識したところでございます。

このことを教訓に今後の行政執行に取り組んでまいります。

その上で、豊かなふるさと別海を次世代につなぎ、安全、安心で「実りあるまちづくり」に全力で邁進する覚悟をもって町政運営に当たってまいります。

今回の新型コロナウイルス感染症の蔓延に対しましての住民各位の御尽力に心から感謝と御礼を申し上げますとともに、議員各位の皆様には町政運営に対する御理解と御協力を心からお願い申し上げます、令和2年度の行政執行方針といたします。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（西原 浩君） 以上で行政執行方針の説明を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

なお、議場内の気温が上昇してまいりましたので、上着を脱ぐことを認めます。

◎日程第7 令和2年度教育行政執行方針

○議長（西原 浩君） 日程第7 令和2年度教育行政執行方針について説明があります。

教育長。

○教育長（登藤和哉君） はい。

令和2年第2回定例会の開会に当たり、別海町教育委員会の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

「第7次別海町総合計画」の目指す将来像の実現に向けて、生涯学習を大切にしてきた風土を礎とし、町長部局や関係機関と連携を図り、基本目標の一つである「生涯を通じて人と文化を育むまちづくり」に関する施策を地域一体となり推進いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に関わり、これまで学校の一斉休業や社会教育施設及び社会体育施設の閉館等が行われるなど、今後についても不透明な状況にあり、今年度予定している事業の中には、実施が困難となる事業も予想されますが、子供たちをはじめ全町民の多様な学びの保障について、教育の原点である「手作り感」「ぬくもり感」、そして「つながり」を大切にし、万全を尽くしてまいります。

続いて、教育行政の執行に臨む基本となる姿勢3点を申し上げます。

1点目は、「ふるさと べつかいを支える教育」の推進です。

そのために、「ふるさと べつかいで一体となって進める教育」「ふるさと べつかいへの誇りと愛着を持つ人材を育てる教育」を進めてまいります。

2点目は、「社会の変化に対応した教育」の推進です。

そのために、子供たちが「自ら考え行動する力を育む教育」「社会の変化に主体的に対応可能な能力を育てる教育」を進めます。

3点目は、「つながりを大切にする教育」の推進です。

地域や学校、若い世代から高齢世代、そして現在から未来への「つながり」を大切に
する教育に努めます。

次に、「第7次別海町総合計画」を基に重点的に取り組む施策を申し上げます。

1点目は、「生涯にわたり学ぶ社会教育の推進」についてです。

全ての町民が生きがいを持って暮らせる社会を実現するために、地域の絆を深め、町民
が主体となり、活力あるコミュニティづくりを通し、生涯にわたって学ぶことができる環
境が大切でございます。

そのための環境整備においては、今後、まちづくりの主体である町民の活動拠点、そし
て生涯学習の拠点となる生涯学習センターについて、2022年度の供用開始に向けて具
体的な施設の運用や事業の準備を進めます。

町民の生涯にわたる多様な学びにおいては、各地区の学びの拠点である各公民館で、母
親の学び合いの場である乳幼児母親家庭教育学級、「すくすく学級」でございますが、そ
のほか特色のある体験的活動を行う「アドベンチャースクール」をはじめとする青少年ス
クールや、高齢者の生きがいを高めるための場である「寿大学」などを通して、幅広い世
代のニーズに対応できる学習の場を提供してまいります。

また、町民へ、より分かりやすく身近な情報を提供するとともに、学習成果を生かす機
会の充実を図り、人のつながりを大切にした地域コミュニティの形成を推進いたします。

図書館事業においては、ブックスタート事業の継続、乳幼児のための利用しやすい環境
整備を図るなど、利用者のニーズの多様化に対応するよう努めます。

併せて、学校と連携し、学校図書室の環境整備を進めるとともに、授業で使用する資料
貸出しや「ブックトーク」を推進します。

さらに、移動図書館車の運行や上西春別中学校に設置している地域開放型図書室の充実
に努め、読書率の向上を図ります。

今年度の「べつかい子ども未来議会」は、中学生を対象とし、本町の将来を担う子供た
ちの主権者教育を進め、地域の教育力を高めます。

2点目は、「生き抜く力を育む学校教育の充実」についてです。

本町の将来を担う子供たちが、予測困難な社会変化の中、自らの「生き抜く力」を高め、
子供たち自身の将来と「ふるさとべつかい」の未来を築いていくことが重要でございます。

私は、「人は家庭で育ち、学校で学び、地域で伸びる」と考えています。

今年度から全8学校区で本格実施となるコミュニティ・スクールにおいては、各学校区
の「地域でめざす子ども像」に向け、地域一丸となり、特色を生かした取組の充実を図り、
地域とともにある学校づくり、そして、地域の活性化へつなげます。

地域の防災に係り、日常の人と人の強いつながりが災害に強い地域をつくる「結果防
災」の視点から、「つながり」を大切にした各学校区の防災教育を支援してまいります。

幼児教育の充実を推進し、保幼小中の一層の連携を図るとともに、本町の学校適正配置
計画を基にコミュニティ・スクールと親和性の高い小中一貫教育について、各学校区と連
携し調査・研究を進めます。

今年度から第3次となる「別海町生き抜く力アッププロジェクト事業」では、事業の枠
組みを再編成し、「ふるさと教育」と「学びの土台づくり」に力を入れた事業を展開いた
します。

「ふるさと教育」においては、子供たちが、自分の将来について自ら考え行動できる力
を養うとともに、別海町の魅力を改めて学び、別海町に誇りを持つことができることを目

的とした事業を実施します。

今年度は、別海町の魅力を学ぶことを目的に、子供から大人まで興味・関心を持つことができる本町独自の社会科の副読本の作成に向けた調査・研究に取り組みます。

「学びの土台づくり」においては、書評合戦である「別海型ビブリオバトル」をはじめとした読書活動を推進するとともに、新聞を教育に活用する「NIE」について、新たに「別海町新聞の日」を設け、月に1度、児童・生徒の手元に新聞を配布し、子供たちの読解力向上に取り組んでまいります。

現在、文部科学省で取組を進めている「GIGAスクール構想」においては、子供たちの学びを保障する視点から児童・生徒1人1台端末の整備と高速大容量の校内通信ネットワーク整備を進めてまいります。

また、それらを活用するに当たり、一方的な教材提示に終始しない双方向で協働的な学びとなるような、効果的なICT活用による授業改善を進めてまいります。

不登校やいじめ問題の解決に向け、教育相談の充実を図るために、学校と連携を深め、スクールカウンセラー、「ふれあいる一む」指導員、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用を行います。

また、本町の広域性から、新たに西地区に「ふれあいる一む」のサテライトを開設し、不登校やいじめの解決に向けた積極的な対応を進めます。

特別支援教育の充実においては、年々増加傾向にある通常学級で配慮が必要な児童・生徒に対応するため、新たな地区へ通級指導教室の設置に向けて取り組んでまいります。

学校教育の推進においては、学校現場と教育委員会が連携し、信頼を高めて距離感を縮めることが大切であり、それが、子供たちの力につながります。

さらに、教師の力を育てていくことが、本町の学力向上につながると考えております。

今年度は、若手教員や期限付教員の教師力向上に向けて、校長会、教頭会と連携した取組を進めてまいります。

コロナ禍の中、児童・生徒の学習意欲を促し、自立的な学習に向かう姿勢の育成を図るとともに、保護者の負担軽減のため、多くの児童・生徒が受験する漢字検定、英語検定、算数・数学検定について、今年度、試行的に希望する児童・生徒へ受検料を助成してまいります。

学校給食センターは、2年間の工事を終え、今年度から本格的な運用を行っています。

子供たちが、将来を通じて健全な食生活を実践できるための「食育」を、各学校と連携し進めていくとともに、食材の地産地消等にも努めながら安全な学校給食の提供を行います。

これからの地域づくりを担う若者の育成においては、地域に根差した高等学校教育の継続を目指して、別海高等学校の普通科3間口の確保及び酪農経営科生徒の増員を図るため、寄宿施設利用者への助成をはじめとした各種支援事業を、別海高等学校はもとより関係機関と連携し、継続して進めてまいります。

3点目は、「郷土愛と社会性を育む青少年の健全育成」についてです。

青少年が、本町の次世代の担い手として、夢の実現と目標の達成に向けて、豊かな社会性と「ふるさとべつかい」への郷土愛を育むため、町ぐるみで施策を推進いたします。

「ふるさと教育」においては、学校等と連携し郷土愛を育むことを目的に、スポーツ、文化活動や加賀家文書館をはじめとした社会教育施設を積極的に活用し、「ふるさと教育」の充実を図ります。

健全育成と生活習慣の改善においては、SNSへの不適切な投稿などのネットモラルについて、町独自の「メディアコントロールシート」を活用し、子供が主体的にメディアとの付き合い方を考える機会を通して、青少年の豊かな社会性と情報モラルの育成を図ります。

また、地域の特性や人材を活用した青少年スクール事業を通じて、青少年団体の育成と連携の強化を図ってまいります。

なお、青少年の体験・交流により、生きる力と社会性を養うための少年少女ふれあいの翼交流事業は、今年度、中止することといたしました。子供たちにとって、見聞を広げ社会性を養う大切な場となっていますので、今後も継続できるよう取組を進めてまいります。

4点目は、「地域に根ざし個性あふれる地域の芸術文化の振興」についてです。

地域の芸術文化の振興においては、別海町文化連盟をはじめとした各団体への支援により、地域の芸術文化の振興を図るとともに、貴重な文化財や本町の歴史を学び理解を深める機会の充実を図ることで、郷土愛の育成に努めます。

昨年度、リニューアルオープンし、道内外から多くの来場を得た、史跡「旧奥行臼駅通所」については、今年度も6月2日から一般公開をしております。

また、旧奥行臼駅通所をはじめとした奥行地区の貴重な遺跡を散策する「奥行臼散策デー」を開催し、地域の文化財を学ぶ機会の充実を図ってまいります。

北海道天然記念物がある西別湿原ヤチカンバ群落地については、恒久的な保護を目的に、専門家による「保護対策検討委員会」を設置し保護対策と管理に努めるとともに、国の天然記念物指定に向けた調査を進めてまいります。

郷土資料館は、施設の老朽化が課題となっており、引き続き整備方針を検討するとともに、町の歴史・文化や自然に関わる資料の収集、整理・保管、調査・研究を進め、展示物の充実を努めます。

また、「ふるさと講座」「郷土学習出前講座」や「出前移動展」を開催し、「ふるさとべっかい」への郷土愛の高揚を図ってまいります。

5点目は、「活力に満ちた地域をつくるスポーツの振興」についてです。

全ての町民が、生涯を通じてスポーツを楽しみ、健康づくりができる「町民皆スポーツ」の実現を目指します。

そのため、スポーツ協会等と連携し、地域の特性を生かした、いつでも、誰でも気軽にできる、スポーツの普及を図ります。

また、スポーツの普及を通し、内外へ地域の魅力を発信するとともに、人と地域のつながりを深めた活力ある地域づくりを推進するほか、障がいのある人も気軽にスポーツ活動に参加できるよう、関係団体と連携し、パラスポーツや健常者との交流を目的とした取組を検討します。

さらに、国内外のスポーツ界で活躍した選手を講師とする「競技力向上セミナー」を開催するなど、少年団等の指導者の育成と支援を行うことで、スポーツの振興を図り、スポーツによるまちづくりを進めてまいります。

なお、「別海町パイロットマラソン」は今年度中止となりましたが、今後も、スポーツ交流による人づくりとまちづくりのため、来年の令和3年10月3日の開催に向け、多くのランナーの参加が得られるよう準備を進めてまいります。

以上が、令和2年度に取り組む重点施策となります。

結びとさせていただきますが、教育行政執行方針の実現には、地域、学校、家庭、行政が一体となり、町ぐるみで取組を進めていくことが必要です。

別海町教育委員会は、本町の将来を担う子供たちが、「ふるさと べつかい」に誇りを持ち、自ら考えて行動できる力を身につけ、未来を切り開くことができるよう、そして、全町民が、生涯にわたって学び続けることができるよう、教育の原点である「手作り感」「ぬくもり感」「つながり」を大切に、本町の教育振興・発展に取り組んでまいります。

最後に、町民の皆様、議員の皆様の深い御理解と御協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

御清聴ありがとうございました。

○議長（西原 浩君） 以上で教育行政執行方針の説明を終わります。

◎日程第 8 提出案件の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第 8 提出案件の概要について説明があります。

○副町長（佐藤次春君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を説明させていただきます。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に詳細を説明いたしますので、私からは概要の説明とさせていただきます。

提出しました案件は、議案が 12 件、同意が 27 件、報告が 3 件であります。

まず、議案第 45 号は、令和 2 年度一般会計補正予算です。

主な内容ですが、道路事業関連の社会資本整備交付金の減額内示に伴う事業費調整減の一方で、GIGA スクール構想による小・中学校タブレットの導入や議会に整備するタブレットの導入を含む各種コロナ対策関連事業の増額、及び消防署東出張所に配備する救急車の購入や合葬墓の整備など、当初予算に肉づけする事業経費の計上などから、合計で 2 億 4,430 万円を増額補正するものであります。

次に、議案第 46 号は、令和 2 年度国民健康保険特別会計補正予算ですが、当初予算編成時において、国民健康保険税算出の基礎となる前年の所得等に未確定な部分があることから補正を前提としていたものであります。

主な補正内容は、課税限度額の改正による税込増額がある一方で、被保険者の減少や令和元年度の所得確定に伴う算定により保険税の収入の減額が大きいことから、1,510 万円を減額補正するものです。

議案第 47 号令和 2 年度下水道事業特別会計補正予算は、特定環境保全公共下水道事業に対する国庫補助の内示通知に伴い、関連する歳入・歳出について 3,460 万円を減額補正するものです。

議案第 48 号令和 2 年度介護保険特別会計補正予算は、道負担金の精算返還経費を計上し、200 万円増額補正するものです。

議案第 49 号は、別海町手数料条例の一部改正についてですが、社会保障税番号制度に関わる通知カードが廃止されたことに伴い、関係する手数料を削除するものです。

議案第 50 号別海町町税条例の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける納税者等について固定資産税の課税標準に関する特例措置を定めるほか、所要の改正を行うものです。

議案第51号別海町国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び軽減基準額の変更など、所要の改正を行うものです。

議案第52号別海町介護保険条例の一部改正については、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の改正に伴い、所得の少ない第1号被保険者の保険料率を軽減する改正を行うものです。

次に、議案第53号町立別海病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、本年4月に脳神経内科専門医が着任したことに伴い、現行の診療科目に脳神経内科を新たに加えようとするものです。

議案第54号財産の取得については、取得する物件である生活バスが、取得価格1,500万円を超えることから議会の議決を求めるものであります。

議案第55号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてです。

本件は、上風連辺地について、平成27年度に策定した5年間の整備計画期間が終了したことから、令和2年度から5年間の整備計画を新たに策定するものです。

議案第56号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、計画策定済みの尾岱沼、上春別及び西春別辺地について、新規の事業や事業費の増額に対応するため計画を変更しようとするものです。

同意第3号から同意第29号までの別海町農業委員会委員の任命については、現在の委員が令和2年7月19日をもって任期満了となることから新たに選任したので、任命について議会の同意を求めるものです。

報告第3号令和元年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について、及び報告第4号令和元年度別海町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書については、いずれも令和2年度に繰越した事業について繰越計算書を調製したので、議会に報告するものです。

報告第5号専決処分報告については、工事請負契約の一部を変更する必要が生じ、専決処分を行ったことから、その内容を報告するものであります。

以上で提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第13 議案第49号から日程第20 議案第56号までの8件、及び日程第21 同意第3号から日程第47 同意第29号までの27件、合わせて35件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13 議案第49号から日程第20 議案第56号までの8件、及び日程第21 同意第3号から日程第47 同意第29号までの27件、合わせて35件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第9 議案第45号から日程第12 議案第48号

○議長（西原 浩君） 日程第9 議案第45号令和2年度別海町一般会計補正予算（第2号）、日程第10 議案第46号令和2年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第11 議案第47号令和2年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第12 議案第48号令和2年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）の4件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この4件の補正予算については、予算決算審査特別委員会を設置し詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは、初めに議案第45号令和2年度別海町一般会計補正予算（第2号）の説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第45号の内容説明をさせていただきます。

別冊の令和2年度一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度別海町一般会計補正予算（第2号）。

令和2年度別海町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,430万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198億3,030万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の追加・変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」で、補正額の欄で申し上げます。
まず、「歳入」です。

15款国庫支出金、1項と2項で499万8,000円の増。

16款道支出金、1項と2項で5,137万4,000円の増。

17款財産収入、1項で9万3,000円の増。

18款寄附金、1項で250万円の増。

19款繰入金、1項で1億1,900万円の増。

21款諸収入、5項で53万5,000円の増。

22款町債、1項で6,580万円の増。

歳入合計で2億4,430万円の追加です。

次に、3ページにお進みください。

「歳出」です。

2款総務費、1項と2項で3億82万7,000円の増。

3款民生費、1項と2項で128万1,000円の減。

4款衛生費、1項と2項で2,184万円の増。

8款土木費、2項と3項で7,956万7,000円の減。

10款教育費、1項と2項及び4項で248万1,000円の増。

歳出合計で2億4,430万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ198億3,030万円とするものです。

4ページをお開きください。

「第2表 債務負担行為補正」で、3件の「追加」です。

まず1件目、「防衛施設周辺障害防止事業」は、矢臼別演習場土砂流出対策工事とモニタリング業務で、期間は「令和3年度」、限度額は「5,332万4,000円」。

2件目は、防衛施設周辺道路整備事業における「根室中部3号主要幹線改良舗装工事」で、期間は「令和3年度」、限度額は「1億2,663万円」。

3件目も、同じく防衛施設周辺道路整備事業「中西別上風連線改良舗装事業」で、期間は「令和3年度」、限度額は「2億2,964万4,000円」とするものです。

次に、「第3表 地方債補正」で、今回は、9件の「追加」と4件の「変更」です。

まず、追加の1件目、「上春別連絡事務所トイレ改修事業」は、上春別連絡事務所のトイレ洋式化等工事に係る借入れで、限度額は「350万円」。

次の「地域会館等整備事業」は、尾岱沼地域センターのトイレ洋式化工事に係る借入れで「270万円」。

「省エネ防犯灯整備事業」は、別海市街地の防犯灯の省エネ化工事に係る借入れで「400万円」。

「西春別駅前西町3条通西線の改良舗装工事」に係る借入れで「1,570万円」。

「高規格救急自動車購入事業」は、尾岱沼地区へ配置を予定する高規格救急自動車の購入に係る借入れで「3,270万円」。

「合葬墓の整備事業」に係る借入れで「420万円」。

「霊園トイレ改修事業」は、別海・尾岱沼・西春別駅前の霊園トイレの洋式化工事に係る借入れで「80万円」。

「公衆トイレ改修事業」は、走古丹公衆トイレの洋式化工事に係る借入れで「150万円」。

「小学校設備整備事業」は、上春別小学校高圧受電設備の老朽化に伴う改修工事に係る借入れで「120万円」。

以上、9件の追加で、それぞれ、起債の方法は、「普通貸借又は証券発行」、利率は、「3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）」、償還の方法は、「公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えをすることができる」とするものです。

5ページにお進みください。

続いて、「変更」です。

1件目、「防雪対策事業」、1つ飛ばしまして3件目の「橋梁長寿命化補修事業」、そして4件目の「本別誘導線拡幅事業」の3件は、国からの社会資本整備総合交付金の減額内示により事業量の変更に伴い限度額を減額するものです。

2件目に戻っていただき「臨時町道整備事業」は、上春別原野54線舗装改修工事を追加することにより増額するものです。

事業ごとの変更額につきましては説明を省略させていただきますが、起債の方法、利率、

償還の方法は、全事業ともに変更はありません。

一番下段の追加と変更の合計になりますが、補正前の限度額「12億30万円」に6,580万円を追加して、補正後の限度額を「12億6,610万円」とするものです。

次の7ページから21ページまでの「歳入歳出補正予算事項別明細書」の説明は、全て省略をさせていただきます。

以上で議案第45号一般会計補正予算（第2号）の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第46号令和2年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を求めます。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい。

議案第46号の内容説明をいたします。

別冊の令和2年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開きください。令和2年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,510万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億7,490万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

1款国民健康保険税、1項で1,782万5,000円の減。

4款繰入金、1項と2項で272万5,000円の増。

歳入合計で1,510万円の減額です。

次に、「歳出」です。

1款総務費、2項で10万円の減。

6款基金積立金、1項で1,500万円の減。

歳出合計で1,510万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億7,490万円とするものです。

次の3ページから7ページまでの「歳入歳出補正予算事項別明細書」の説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上で議案第46号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第47号令和2年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を求めます。

○上下水道課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） はい。

議案第47号の内容説明をいたします。

別冊の令和2年度別海町下水道事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,460万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,320万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」で、補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

3款国庫支出金、1項で1,890万円の減。

4款繰入金、1項で120万円の減。

7款町債、1項で1,450万円の減。

歳入合計で3,460万円の減額です。

次に、「歳出」です。

2款下水道施設費、1項で3,460万円の減。

歳出合計で3,460万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,320万円とするものです。

次に、3ページ。

「第2表 地方債補正」の「変更」です。

起債の目的、「特定環境保全公共下水道事業」。

限度額「5,640万円」を1,450万円減額し、「4,190万円」とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更がありませんので、説明を省略いたします。

合計では、補正前の限度額「1億2,270万円」から1,450万円を減額し、補正後の限度額を「1億820万円」とするものです。

次の5ページからの「歳入歳出補正予算事項別明細書」の説明は省略いたします。

以上で議案第47号下水道事業特別会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第48号令和2年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を求めます。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい。

議案第48号の内容説明をいたします。

別冊の令和2年度別海町介護保険特別会計補正予算書、1ページをお開きください。

令和2年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,010万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

最初に、「歳入」です。

補正額の欄で説明します。

7款繰入金、2項で200万円の増。

歳入合計で200万円の増額です。

次に、「歳出」です。

5款諸支出金、1項で200万円の増。

歳出合計で200万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億8,010万円とするものです。

次の3ページから7ページの「歳入歳出予算補正事項別明細書」につきましては、説明を全て省略いたします。

以上で議案第48号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で議案第45号から議案第48号までの令和2年度別海町各会計補正予算の4件について内容説明が終わりました。

ここでお諮りします。

予算審査及び決算審査の循環性と効率性を高めるため、令和2年度の各会計補正予算、令和元年度の各会計決算認定議案及び令和3年度の各会計当初予算について、議員全員をもって構成する予算決算審査特別委員会を設置し集中審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、令和2年度の各会計補正予算、令和元年度の各会計決算認定議案及び令和3年度の各会計当初予算を審査する予算決算審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りします。

本特別委員会の設置期間は、議会の閉会中も継続して審査等の調査を行うため、設置の日から令和3年3月定例会最終日までにする事としてよろしいか伺います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本特別委員会の設置期間は、本日から令和3年3月定例会最終日までにする事に決定いたしました。

お諮りします。

委員長及び副委員長の選出については、議会運営委員会での選考に基づき、委員長に9番今西議員、副委員長に8番松壽議員とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、予算決算審査特別委員会の委員長に9番今西議員、副委員長に8番松壽議員と決定いたしました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和2年度別海町各会計補正予算の4件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号から議案第48号までの4件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま、全員による予算決算審査特別委員会が設置されましたので、本会議での質疑は、省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は、省略することに決定いたしました。

ここで1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 0時56分 再開

○議長(西原 浩君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第13 議案第49号

○議長(西原 浩君) 日程第13 議案第49号別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長(寺尾真太郎君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 財政課長。

○財政課長(寺尾真太郎君) 議案第49号別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

議案書は5ページ、議案資料は、1ページと2ページになります。

本条例の改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴いマイナンバーの通知カードが廃止されましたことから、別海町手数料条例で規定しております当該通知カードの再交付手数料、こちらを削除、整理するものであります。

議案本文の朗読は省略させていただき、議案資料で御説明いたします。

議案資料の1ページをお開き願います。

「別海町手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表」で、右側が改正前、左側が改正後となっております。

改正前、別表の21の項、「番号利用法第7条第1項に規定する通知カードの再交付」

の手数料、「1件につき500」円を改正後において削除し、改正前22の項から2ページにわたりまして40の項までを改正後において1項ずつ繰り上げるものです。

2ページにお進みください。

最後の行になりますが、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、法律の施行日であります令和2年5月25日から適用とするものです。

以上で議案第49号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第49号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第14 議案第50号

○議長（西原 浩君） 日程第14 議案第50号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○税務課長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 税務課長。

○税務課長（伊藤輝幸君） はい。

議案第50号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

本案は、令和2年4月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律に基づく改正となります。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症が社会経済に与える影響が甚大なものであることを鑑み、感染症蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずることとされたところです。

議案書では、6ページから8ページとなります。

なお、改正条文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。議案資料の3ページをお開き願います。

3ページから7ページまでが、本改正案の「新旧対照表」で、右の欄が改正前、左の欄が改正後となります。

8ページは附則となります。

次に、9ページをお開き願います。

改正内容につきまして「別海町町税条例の一部を改正する条例制定説明資料」により御説明いたします。

今回の改正の大きな柱といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける納税者等について、固定資産税の課税標準に関する特例措置に係る軽減割合を定め、徴収猶予の特例に係る手続、及び個人の町民税に係る寄附金税額控除の特例に関する規定を整備し、並びに軽自動車税の環境性能割の特例の適用期限及び個人の町民税の住宅借入金等特別控除の適用期限を延長するほか、同法の一部改正に伴う規定の整備など、所要の改正を行うものです。

なお、今回の改正は、第1条と第2条の2条立てとなっており、第1条では、固定資産税、軽自動車税の環境性能割及び徴収猶予に関する事項の改正、第2条では、個人の町民税に関する事項の改正を行うものです。

資料は、左から順に、番号、改正項目、改正条項、改正内容、施行年月日、適用法令の区分となっています。

それでは、「主な改正内容」に沿って御説明いたします。

1の「第1条関係」です。

1番目は、読替規定の改正です。

厳しい経営環境にある中小企業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を減ずるものです。

その割合は、令和2年2月から10月までの任意の3カ月間の売上げが前年の同期と比べ30%以上50%未満減少している者には2分の1、50%以上減少している者はゼロとなります。

また、感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えるものです。

2番目は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の改正です。

1番目で説明いたしました生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の割合をゼロとするものです。

3番目は、軽自動車税の環境性能割の非課税の改正です。

軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を6カ月延長し、令和3年3月31日までとするものです。

4番目は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続の改正です。

感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を規定するものです。

10ページにお進みください。

次に、2の「第2条関係」です。

1番目の読替規定及び2番目の法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の改正は、法改正による引用条項の整理です。

3番目は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の改正です。

イベントを中止などした主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除を適用する規定の整備です。

4番目は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の改正です。

個人の町民税の住宅借入金等特別控除額の特例の適用期限を1年延長し、令和16年までとするものです。

8ページにお戻りください。

附則です。

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行するとするものです。

以上、議案第50号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第50号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第15 議案第51号

○議長（西原 浩君） 日程第15 議案第51号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○税務課長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 税務課長。

○税務課長（伊藤輝幸君） はい。

議案第51号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、本町の国民健康保険税におきましても政令に準じた条例改正を行うもので、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性確保のため、低所得者層の保険税負担の軽減、及び限度額の見直し、並びに低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことによる改正を行うものです。

議案書では9ページと10ページになりますが、改正条文の朗読は省略させていただきます、お手元に配付しております議案資料により御説明いたします。

議案資料の11ページをお開き願います。

11ページから14ページが、本改正案の「新旧対照表」で、右の欄が改正前、左の欄が改正後となっております。

それでは、15ページをお開き願います。

改正要旨につきまして「別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定説明資料」により御説明申し上げます。

資料は、左から順に、区分、改正項目、改正条項、改正内容となっております。

区分1、改正項目、国保税の課税限度額についての改正です。

改正条項は、条例第2条第2項、第4項及び第21条第1項となります。

改正内容について、国民健康保険税は、国民健康保険本体の医療給付などに充てる基礎課税分と、後期高齢者の支援金を納付するために充てる分、そして、介護保険制度に基づく介護納付金を納付するために充てる分の3区分での課税となっており、現行は、基礎課税からそれぞれ61万円、19万円、16万円と課税限度額が設定されています。

これを地方税法施行令の改正に合わせて、基礎課税からそれぞれ63万円、19万円、17万円とし、合わせて3万円を引き上げ、課税限度額の合計を現行の96万円から99万円に引き上げるものです。

次に、区分2の国保税の軽減措置についての改正ですが、改正条項は、条例第21条第1項第2号及び同項第3号となります。

改正内容について、国民健康保険税の軽減区分は、国保加入者数を基に計算される均等割額と1世帯当たりの平等割額を、世帯の所得に応じて7割、5割、2割の割合で軽減す

る仕組みです。

このうち、7割の世帯軽減につきましては改正がありませんが、5割軽減では、世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を現行の28万円から28万5,000円に引き上げ、2割軽減では、世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を現行の51万円から52万円に引き上げるものです。

このことから、世帯の前年中の所得の合計額が資料に記載の算定式により計算された軽減基準額以下であれば、均等割額及び平等割額が、それぞれの割合で軽減されるものです。

16ページにお進みください。

次に、区分3の長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例についての改正です。

改正条項は、附則第4項となります。

本年5月の第2回臨時会にも上程いたしました「別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について」でも御説明申し上げましたが、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことによる改正です。

次に、区分4の短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例についての改正です。

改正条項は、附則第5項となります。

先に御説明しました長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴う読替規定の整理となります。

続いて、本資料の14ページをお開き願います。

中段を御覧願います。

附則です。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものです。

ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するものです。

また、適用区分につきましては、この条例による改正後の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものです。

以上で議案第51号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第51号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

2点ほど質問します。

1点目はですね、今まで、限度額合計で96万円でしたけれども、3万円引き上がるということで、今まで96万円を納めればよかった人は、97万円、98万円とかを納めなければならなくなるという部分が出てくるということですね。

つまり、この条例改正によって影響を受ける方は何人ぐらいいるのか、これまでの限度額を超えて納めなければならなくなる人というのは何人ぐらいいるのかという点について、世帯数と人数を教えてください。

それから、2点目の質問ですけれども、直近の数で結構ですので、7割軽減に該当する

世帯と人数、5割軽減、2割軽減についても、それぞれ世帯と人数ですね。

それに関わって、5割軽減、2割軽減の枠が広がるということになるわけですね。

該当者が増えるということになるのだらうと思うのですが、その増える世帯数、人数をお教えてください。

2点です。

○税務課長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 税務課長。

○税務課長（伊藤輝幸君） はい。

中村議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、限度額改正による影響ですが、今回の条例改正により、限度額が、基礎課税分の2万円及び介護納付金課税分の1万円、合計3万円の引上げとなっております。

改正前の限度額で試算を行った場合、限度額に達している世帯数が、基礎課税分で553世帯、後期分で553世帯、介護分では184世帯となります。

改正を行った場合、基礎課税部分で、改正前から27世帯減の526世帯、後期分は、改正前と同じ553世帯、介護部分は、18世帯減の166世帯が限度額に達しております。

限度額改正による増額部分ですが、改正による影響で、基礎課税部分で、約1,078万1,000円、介護部分で約174万3,000円の合計で1,252万4,000円と試算をしております。

限度額の改正による増額分でございます。

続きまして、軽減制度拡充による影響ですけれども、軽減額の影響について、今回の補正予算データを用いまして改正前と改正後で算出をしております。

まず、5割軽減ですけれども、基礎課税部分で、改正後、世帯数が222世帯、被保険者数が389人、軽減額が約886万円で、改正前と比較して、世帯数で9世帯、被保険者数が16人の増となっております。

軽減額では、約36万8,000円の増となります。

後期部分では、改正後、世帯数が222世帯、被保険者数が389人、軽減額では約227万円で、改正前と比較して、世帯数で9世帯、被保険者数が16人の増で、軽減額では約9万4,000円の増となります。

介護部分では、改正後、世帯数が87世帯、被保険者数が109人、軽減額が約50万円で、改正前と比較して世帯数で4世帯、被保険者数が5人の増となります。

軽減額では、2万3,000円の増となります。

5割軽減の拡充によりまして、合計で約48万5,000円の増となっております。

次に、2割軽減の部分です。

基礎課税分で、改正後、世帯数が196世帯、被保険者数が399人、軽減額が349万5,000円で、改正前と比較して、世帯数で2世帯の減、被保険者数で2名の増となります。

軽減額では、3,000円の増となります。

後期部分では、改正後、世帯数が196世帯、被保険者数が399人、軽減額が約88万9,000円で、改正前と比較して、世帯数で2世帯の減、対象者数で2名の増となります。

軽減額では、100円増となります。

介護分では、改正後、世帯数が66世帯、被保険者数は89人、軽減額が15万9,600円。

改正前と比較して、世帯数で2世帯、被保険者数が2名の減となります。

軽減額では、4,000円の減となります。

2割軽減の拡充はありましたが、世帯数、被保険者数の変動により、合計では9000円の減となります。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

1番目の質問なのですがね、限度額に達する世帯数がどういうふうになるかということを知りたいのではなくて、お聞きをしたのは、今までだと96万円以上払う必要がなかったですね、ところが、この改正によって97万円という人も出るし、98万円、あるいは、中には99万円という人も出るということですね。

そういうふうに、この条例改正によって、今まで96万円払っていただければよかった人がもっと払わなければならなくなる、その影響について聞いたのです。

その世帯と人数と金額が、どういうふうになるか。

もし、そういう数字が出ていただければ教えてください。

○税務課長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 税務課長。

○税務課長（伊藤輝幸君） はい。

お答えいたします。

ただいま持っております数字につきましては、調定が増となる世帯数については45世帯というふうになっております。

以上です。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第16 議案第52号

○議長（西原 浩君） 日程第16 議案第52号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい。

議案第52号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書11ページをお開きください。

本条例の改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴う保険料率の改正と、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対する第1号保険料の減免規定を追加するものです。

まず、保険料率の改正については、令和元年10月に実施された消費税率の引き上げによる増収分を財源として、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減の強化を実施しており、令和2年4月から、消費税率引き上げの満年度化に伴い保険料軽減の完全実施となります。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が本年4月1日に施行されたことに伴い、本条例において、保険料段階で第1段階から第3段階までの被保険者に対する保険料率の規定を改正するものです。

それでは、議案の内容を説明いたしますが、議案本文の朗読は省略し、別冊の議案資料により説明いたします。

議案資料の20ページをお開きください。

「別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定説明資料」です。

この表は、第7期介護保険事業計画期間内の保険料について段階別に示したものです。

表の左から、区分、課税区分所得金額等、平成30年度から令和2年度の規定額、令和元年度、令和2年度となります。

表の令和元年度の欄が、現行の基準額割合及び保険料です。

表右側の令和2年度の欄が、改正後の基準額割合及び保険料で、所得の少ない第1段階から第3段階までの保険料率を軽減しようとするものです。

各段階の保険料の算出は、介護保険料基準額である第5段階の保険料に各段階の基準額割合を乗じて算出します。

改正後の介護保険法施行令において定める保険料の減額賦課についての基準は、第1段階では、基準額に、条例で定める割合から10分の2を超えない範囲で定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額とされ、第2段階では、10分の2.5、第3段階では、10分の0.5を超えない範囲で定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額とされています。

この基準に基づき、令和2年度の基準額割合と保険料を、第1段階は、基準額割合を現行の0.375から0.30とし、年額1万7,600円に、第2段階は、0.565から0.50とし、2万9,400円に、第3段階は、0.725から0.70とし、4万1,100円に改正するものです。

次に、議案資料17ページをお開きください。

「別海町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表」です。

右側が改正前、左側が改正後となります。

改正後の欄で説明します。

第4条では、第3項から第5項まで、「令和元年度及び」を削除し、先ほど説明した第1段階から第3段階の軽減後の保険料に改めるものです。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免に係る改正についてです。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行うとされました。

介護保険の減免対象となる保険料は、令和元年度及び令和2年度の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている第1号保険料と示されました。

これにより、感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免について規定を設けるものです。

この規定は、一時的な特例であることから附則への追加としています。

議案資料17ページ下段に、附則第1条の見出しとして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免を追加します。

第1条第1項は、保険料減免対象の規定になります。

第1号では、新型コロナウイルス感染症によりその属する世帯の生計を主として維持する者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者を減免対象者として規定しています。

第2号では、感染症の影響により、その属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等の減少が見込まれる第1号被保険者であって、次のア、イのどちらにも該当する者を減免対象とするものです。

アは、事業収入等のいずれかの減少額が前年の収入の10分の3以上であり、イは、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることです。

第2項は、減免申請の手続に関する規定です。

減免を受けようとする者は、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて提出することとしています。

第3項は、第1項の規定により減免を行った場合の第11条第1項の保険料の減免の規定の適用については、同項中「必要があると認められる者」とあるのは「必要があると認められる者（附則第1条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）」とするもので、従来の減免の要件には、感染症の影響による減免の適用を受ける者を含まないとするものです。

次に、第2条において、改正後の条例の施行日を公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用し、附則第1条の規定は、厚生労働省から示されている減免対象期間の令和2年2月1日から適用するものとするものです。

第3条の経過措置については、改正後の条例第4条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例によるものとするものです。

以上で議案第52号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第52号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第17 議案第53号

○議長（西原 浩君） 日程第17 議案第53号町立別海病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○病院事務課長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務課長。

○病院事務課長（小川信明君） はい。

議案第53号町立別海病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

議案の14ページをお開きください。

本条例改正は、本年4月1日から新たに脳神経内科医師を町立別海病院で採用したことにより、同医師の専門分野である脳神経内科を本院の診療科として追加するものです。

脳神経内科は、脳や脊髄、神経、筋肉の病気を診る内科であり、診療科として保健所に届出を完了させた後は、専門性の高い検査や診療行為に対し、見合った診療報酬を算定することができるようになります。

議案本文の朗読については省略し、別冊の議案資料で説明いたします。

議案資料の21ページをお開きください。

「条例の一部を改正する条例の新旧対照表」です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

左側改正後で、第2条第2項中「整形外科」の次に「脳神経内科」を加えるものであります。

附則として、この条例は、令和2年7月1日から施行するものです。

以上で議案第53号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第53号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第18 議案第54号

○議長（西原 浩君） 日程第18 議案第54号財産の取得について（生活バス）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第54号の内容説明をいたします。

議案の15ページをお開きください。

本案は、財産の取得に当たり予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、取得する財産の種類及び数量、生活バス1台。

2、取得の方法、指名競争入札による契約。

3、取得価格、3,151万5,000円（内消費税及び地方消費税額286万5,000円）。

4、取得の相手方、標津郡中標津町東十三条南1丁目1、東北海道いすゞ自動車株式会社中標津支店、支店長、小森隆徳。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

入札の執行は6月4日で、東北海道日野自動車株式会社中標津営業所、東北海道いすゞ自動車株式会社中標津支店の2者による指名競争入札を行い、2回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は2,900万円、最低入札価格は2,865万円で、最低入札者であります本案の東北海道いすゞ自動車株式会社中標津支店と現在仮契約中であります。

なお、納期は、翌年2月25日までとしております。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の22ページをお開きください。

事業名は、令和2年度生活バス購入事業で、西春別線での使用を予定するものです。

購入物品名は、大型送迎用バス（ノンステップ）になります。

主要諸元ですが、型式いすゞ2TG-LV290Q3、乗車定員は83名、全長11.130メートル、全幅2.485メートル、全高3.045メートル、総排気量5.193リットル、最大出力240馬力となっています。

23ページには、正面図、背面図、側面図を掲載しています。

以上で議案第54号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第54号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第19 議案第55号

○議長（西原 浩君） 日程第19 議案第55号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第55号の内容説明をいたします。

議案の16ページをお開きください。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されておりますことから、総合整備計画の策定について議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議につきましては、事前に終了しておりますことを申し添えます。

今回総合整備計画を策定するのは、令和元年度で5年間の計画期間が終了した上風連辺地です。

17ページをお開きください。

「上風連辺地の総合整備計画」です。

右上になりますけれども、辺地の人口は386人、面積は119.7平方キロメートルです。

1の「辺地の概況」ですが、辺地を構成する字名は、野付郡別海町上風連。

地域の中心の位置は、野付郡別海町上風連174番地44。

辺地度数は148点です。

次に、2の「整備を必要とする事情」ですが、交通道路については、近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。

産業農林道については、大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要があるというものです。

3の「整備計画期間」ですが、令和2年度から令和6年度までの5年間となります。

施設名は、「交通道路（橋梁長寿命化補修事業）」。

事業主体は「別海町」で、事業費「6,611万円」、財源内訳は、特定財源が「4,072万3,000円」、一般財源を「2,538万7,000円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は「2,520万円」です。

次に、「産業農林道（開南地区農道整備事業外4事業）」で、事業主体は、「北海道または別海町」で、事業費「9億7,920万円」、財源内訳は、特定財源が「6億9,431万4,000円」、一般財源が「2億8,488万6,000円」で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は「2億8,340万円」です。

全施設の事業費合計は「10億4,531万円」、辺地対策事業債の予定額合計を「3億860万円」の計画とするものです。

以上で議案第55号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第55号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第20 議案第56号

○議長（西原 浩君） 日程第20 議案第56号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第56号の内容説明をいたします。

議案の18ページをお開きください。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されており、同条第8項の規定により総合整備計画を変更する場合についても同様とされておりますことから、計画内容の変更について議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議につきましては、事前に終了しておりますことを申し添えます。

今回変更するのは、尾岱沼、上春別、西春別の3つの辺地です。

19ページにお開きください。

まず、「尾岱沼辺地総合整備計画」です。

尾岱沼辺地の総合整備計画は、平成29年度から令和3年度までの5年間で、今回は、第4次の変更です。

変更の内容は、下段、3番の表の中ほどになりますけれども、「消防施設として（高規格救急車購入事業）」の事業費「4,276万5,000円」を新たに追加するもので、当該事業計画上の財源は、一般財源「4,276万5,000円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「4,270万円」とするものです。

変更後の尾岱沼辺地全施設の事業費合計は「4億2,659万4,000円」、辺地対策事業債の予定額合計は「3億6,130万円」となります。

続きまして、20ページにお進みください。

次に、「上春別辺地総合整備計画」です。

上春別辺地の総合整備計画は、令和元年度から令和5年度までの5年間で、今回は、第1次の変更です。

変更の内容は、下段、3番の表の上段になりますが、「交通道路施設について（橋梁長寿命化補修事業の外、上春別原野54線舗装補修事業）」を実施予定とするものです。

上春別原野54号線舗装補修事業につきましては、社会資本整備道路交付金事業の国庫補助を予定して計画しておりましたところ、当該舗装補修事業は今後国庫補助の採択を受けることが難しくなったため、全額辺地対策事業債で予定したいとするものです。

事業費は、本路線について令和5年度までの計画額を加算し、変更後において3億4,190万円。

財源内訳の特定財源は、国庫補助分として、変更後「4,490万5,000円」、一般財源は「2億9,699万5,000円」となるため、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を2億3,340万円追加して、「2億9,670万円」とするものです。

変更後の上春別辺地全施設の事業費合計は「14億4,475万9,000円」、辺地対策事業債の予定額合計は「6億1,790万円」となります。

続きまして、21ページをお開きください。

最後に、「西春別辺地総合整備計画」です。

西春別辺地の総合整備計画は、平成29年度から令和3年度までの5年間で、今回は、第4次の変更です。

変更の内容は、下段、3番の表になりますが、「交通道路施設について（橋梁長寿命化補修事業の外、町道西春別駅前西町3条通西線改良舗装事業）」の事業費を追加するものです。

事業費は、変更後において、3,480万円増の「3億5,232万8,000円」、計画上の財源は一般財源とし、同じく3,480万円増の「1億5,297万8,000円」で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額も同額を追加して、「1億5,280万円」とするものです。

変更後の西春別辺地全施設の事業費合計は「10億3,637万2,000円」、辺地対策事業債の予定額合計は「4億30万円」となります。

以上で議案第56号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第56号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行い

ます。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

◎日程第21 同意第3号から日程第47 同意第29号

○議長(西原 浩君) 日程第21 同意第3号から日程第47 同意第29号までの別海町農業委員会委員の任命について、計27件については、関連がありますので、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

町長。

○町長(曾根興三君) 同意第3号から同意第29号別海町農業委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

議案書では、22ページから48ページ、議案資料では24ページになります。

現在の農業委員は、本年7月19日をもって3年間の任期が満了となります。

このたび、新たな農業委員の選任に当たり、委員候補者27名の評価につきまして、5月14日付で農業委員候補者評価委員会に諮問いたしました。

5月15日付で候補者全員が農業委員として適当であると評価する旨の答申を受けまして、新たに選任を行いましたので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により別海町農業委員会委員の任命につきまして議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案の朗読は省略させていただき、議案資料により説明申し上げます。

議案資料の24ページをお開きください。

「別海町農業委員会委員任命予定者一覧」となっております。

農業委員27名、それぞれの氏名、住所、生年月日を申し上げます。

同意第3号、藤井実さん、中西別139番地の12、生年月日は、昭和29年1月10日でございます。

同意第4号、藤田浩義さん、住所は、中西別310番地の42、生年月日は、昭和35年4月26日でございます。

同意第5号、小野榮一さん、住所は、中春別75番地の24、生年月日は、昭和29年7月17日でございます。

同意第6号、信夫重勝さん、住所は、本別4番地の44、生年月日は、昭和39年2月9日でございます。

同意第7号、中洞薫さん、住所は、上春別138番地の16、生年月日は、昭和29年1月20日でございます。

同意第8号、羽石健一さん、住所は、上春別317番地の2、生年月日は、昭和43年10月19日でございます。

同意第9号、芳賀均さん、住所は、豊原13番地の1、生年月日が、昭和36年5月3日でございます。

同意第10号、押田賢二さん、住所は、別海275番地の11、生年月日は、昭和47年9月29日でございます。

同意第11号、山田良雄さん、住所は、別海50番地の12、生年月日は、昭和30年9月10日でございます。

同意第12号、加藤真純さん、住所は、美原6番地の4、生年月日は、昭和34年7月2日でございます。

同意第13号、畠山友子さん、住所は、美原48番地の3、生年月日は、昭和39年1月8日でございます。

同意第14号、内藤宏幸さん、住所は、尾岱沼1番地の74、生年月日は、昭和37年1月18日でございます。

同意第15号、阿部浩さん、住所は、別海171番地の17、生年月日は、昭和42年7月30日でございます。

同意第16号、伊藤一吉さん、住所は、豊原6番地の68、生年月日は、昭和36年3月26日でございます。

同意第17号、林武雄さん、住所は、中西別76番地の15、生年月日は、昭和31年7月9日でございます。

同意第18号、及川哲夫さん、住所は、西春別駅前柏町8番地、生年月日は、昭和27年12月30日でございます。

同意第19号、浦山宏一さん、住所は、上春別149番地の2、生年月日は、昭和35年8月29日。

同意第20号、木幡誠さん、住所は、泉川110番地の31、生年月日は、昭和28年2月16日。

同意第21号、竹花新吉、住所は、泉川75番地の27、生年月日は、昭和36年1月22日。

同意第22号、小島敏さん、住所は、上風連23番地の2、生年月日は、昭和32年5月2日。

同意第23号、加藤和広さん、住所は、上春別17番地の16、生年月日は、昭和28年11月26日。

同意第24号、大内敏光さん、住所は、西春別131番地の18、生年月日は、昭和33年12月28日でございます。

同意第25号、石毛剛さん、住所は、大成60番地の4、生年月日は、昭和36年5月19日。

同意第26号、齊藤主夫さん、住所は、奥行13番地の183、生年月日は、昭和38年5月14日。

同意第27号、中村繁男さん、住所は、西春別121番地の3、生年月日は、昭和29年9月30日。

同意第28号、山崎茂さん、住所は、別海旭町150番地の4、生年月日は、昭和32年2月20日。

同意第29号、市川義晴さん、住所は、西春別350番地の5、生年月日は、昭和28年2月12日。

以上27名でございます。

なお、同意第3号から同意第15号までの13名は地区推薦、そして、同意第16号から同意第27号までの12名は団体推薦、同意第28号及び同意第29号は一般応募となっております。

また、同意第4号、第7号、第16号、第21号、第27号の5名は、新しく選任した農業委員でございます。

任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間でございます。
ぜひ、御同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。
以上でございます。

○議長（西原 浩君） 同意第3号から同意第29号までの27件について内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第48 報告第3号

○議長（西原 浩君） 日程第48 報告第3号令和元年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

報告第3号の内容説明をいたします。

議案の49ページをお開きください。

本件につきましては、令和元年度別海町一般会計補正予算（第3号）及び同（第4号）で設定いたしました繰越明許費について、その全額または一部を令和2年度へ繰越しとする繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

50ページにお進みください。

「一般会計繰越明許費繰越計算書」になります。

令和元年度別海町一般会計補正予算（第3号）及び同（第4号）で設定しました金額欄の金額に対し、全額または一部について、令和2年度へ繰り越した額を翌年度繰越額欄に記載しております。

また、その財源内訳につきましては、未収入の特定財源、及び一般財源となります。

まず、2款総務費、1項総務管理費、「プレミアム付商品券事業」は、使用期間を令和2年3月31日末までとした商品券販売事業の令和2年度での精算に係る経費で、繰越額は「96万3,000円」。

財源内訳は、全額が国庫支出金です。

続いて、6款農林水産業費は2件で、1項農業費、「畜産クラスター事業」は、国の補正予算に伴う各畜産クラスター協議会への間接補助で、繰越額は「6億8,447万6,000円」。

財源内訳は、全額が道支出金。

次の4項水産業費、「道営水産基盤整備事業」は、尾岱沼漁港整備について、事業主体である北海道の事業費繰越しに伴い、その負担金予算額を繰り越すもので、繰越額は「5,080万円」。

財源内訳は、町債が「5,070万円」、一般財源が「10万円」です。

次に、9款消防費、1項消防費、「防災行政無線等整備事業」は、防災行政無線の個別

受信機の設置や受信試験に係る経費で、繰越額は「6,977万5,000円」。

財源内訳は、町債が「6,970万円」、一般財源が「7万5,000円」です。

10款教育費は3件で、2項小学校費、「小学校校内通信ネットワーク整備事業」は、国の補正予算による補助採択を受け、GIGAスクール構想による学校内の通信ネットワーク環境を整備する事業で、繰越額は「7,500万4,000円」。

財源内訳は、国庫支出金が「3,270万4,000円」、町債が「4,130万円」、一般財源が「100万円」です。

続く、3項中学校費、「中学校校内通信ネットワーク整備事業」も、小学校と同様の事業で、繰越額は「6,702万1,000円」。

財源内訳は、国庫支出金が「2,922万1,000円」、町債が「3,680万円」、一般財源が「100万円」です。

最後に、6項保健体育費、「学校給食センター改築事業」は、こちらも国の補正予算による補助採択を受け実施する旧給食センターの解体工事で、繰越額は「3,220万円」。

財源内訳は、国庫支出金が「1,422万4,000円」、町債が「1,770万円」、一般財源が「27万6,000円」です。

繰越明許費に係る事業は全7事業で、合計の欄になりますが、金額「11億8,749万9,000円」の設定に対し、翌年度繰越額合計は「9億8,023万9,000円」です。

未収入の特定財源内訳は、国庫支出金が「7,711万2,000円」、道支出金が「6億8,447万6,000円」、町債が「2億1,620万円」、「245万1,000円」が一般財源となっております。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

◎日程第49 報告第4号

○議長（西原 浩君） 日程第49 報告第4号令和元年度別海町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

○上下水道課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） はい。

報告第4号の内容説明をいたします。

議案書の51ページをお開きください。

本件につきましては、令和元年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第3号）で設定いたしました繰越明許費について、その全部を令和2年度へ繰越しとする繰越計算書の調製をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告をするものです。

52ページにお進みください。

「下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書」になります。

令和元年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第3号）で設定した金額欄の金額に対し、繰り越す額を翌年度繰越額欄に記載しております。

また、その財源内訳については、未収入特定財源及び一般財源となります。

3款集落排水施設費、1項農業集落排水施設費、「農業集落排水事業」は、西春別地区及び上春別地区排水処理施設の遠方監視装置、伝送装置の更新と別海終末処理場の遠方監視装置、伝送装置の機能増設で、現在、令和元年度から令和2年度の2カ年工事として特定環境保全公共下水道事業で実施している別海終末処理場外遠方監視装置更新工事と関連するため、施行時期を合わせる必要があることから繰り越すもので、翌年度繰越額は「8,730万円」。

財源内訳は、国庫支出金が「4,365万円」、町債が「4,360万円」、「5万円」が一般財源となります。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

◎日程第50 報告第5号

○議長（西原 浩君） 日程第50 報告第5号専決処分の報告について（防災行政無線設備改修その2工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

報告第5号の内容説明をいたします。

議案書の53ページをお開きください。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されました工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年6月3日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和元年6月21日議案第44号により議決を経て締結、令和2年4月10日に専決処分した、防災行政無線設備改修その2工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「2億1,035万3,000円（内消費税及び地方消費税額1,912万3,000円）」を「2億834万円（内消費税及び地方消費税額1,894万円）」に改める。

変更の内容につきましては、当初、概数としておりました個別受信機用のアンテナ設置数及び産業廃棄物数量の確定により201万3,000円の減額となったものです。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は、一般質問を午前10時から開きますので御参集願います。

皆さん御苦労さまでした。

散会 午後 2時10分